

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法		法令の番号	昭和23年法律第125号	
不利益処分の種類	土地の掘削許可の取り消し等		根拠条項	第9条	
土地掘削許可の取り消し（温泉法第9条第1項）					
1 次の各号（温泉法第9条第1項各号）に掲げる場合には、許可を取り消すことが出来る。 <ul style="list-style-type: none"> ① 許可に係る掘削が次のいずれか（温泉法4条第1項第1号から第3号まで）に該当するに至つたとき。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。 <input type="radio"/> 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準（温泉法施行規則第1条の2各号）に適合しないものであると認めるとき。 <input type="radio"/> 前2号に掲げるもののほか、掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。 ② 許可を受けた者が次のいずれか（温泉法第4条第1項第4号又は第6号）に該当するに至つたとき。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。 <input type="radio"/> 申請者が法人である場合において、その役員が前号に該当する者であるとき。 ③ 許可を受けた者が温泉法の規定又は温泉法の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 ④ 許可を受けた者が土地の掘削許可に付された許可の条件（温泉法第4条第3項）に違反したとき。 					
温泉の保護その他公益上必要な措置の実施命令（第9条第2項）					
1 上記第1項の①、③又は④に掲げる場合には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべき事を命ずることができる。					
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課 目次 NO 2